

半田市放課後子供教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等において、子供たちに勉強やスポーツなどを体験させることにより、心豊かで健やかに育まれる環境を整備することを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得ることにより、子供たちに様々な体験、交流及び学習活動の場を提供すること。
- (3) 地域の子供たちと大人の積極的な交流による地域コミュニティの充実を図ること。
- (4) その他地域の中で子供たちが、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関すること。

(実施方法)

第3条 市長は、この事業の全部又は一部を半田市放課後子供教室実行部に委託することができる。

(委託期間)

第4条 委託期間は、委託契約書に定める期間とする。

(事業計画書の提出)

第5条 市長から委託を受けた半田市放課後子供教室実行部（以下「受託者」という。）は、受託後、速やかに事業計画書を市長に提出しなければならない。

(委託料)

第6条 市長は、予算の範囲内で委託料を交付するものとする。

(事業実績報告書等の提出)

第7条 受託者は、委託期間満了後、速やかに市長に事業実績報告書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果、必要がある

と認めたときは、関係資料の提出を受託者に求めることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。